

会 議 録 (要旨)

平成28年度 第4回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成29年2月3日(金) 13時30分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時45分

出席委員

事務局

石山 恒征 白石 久乃 鈴木 正敏 和田 百合子 内野 裕嗣 佐々木 淳 関塚 永一 大友 絹江 (会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義 (会長) 津川 知子 山崎 操 <p style="text-align: right;">(12人)</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">保健福祉部長</td> <td style="width: 40%;">東内 京一</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部次長兼健康保険医療課長</td> <td>大野 孝治</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア課長</td> <td>阿部 剛</td> </tr> <tr> <td>健康保険医療課課長補佐兼国保医療政策担当</td> <td>渡部 剛</td> </tr> <tr> <td>国保医療政策担当主査</td> <td>鈴木 幸代</td> </tr> <tr> <td>国保医療政策担当主査</td> <td>斉藤 寛子</td> </tr> <tr> <td>ヘルスサポート担当保健師</td> <td>端山 明子</td> </tr> </table>	保健福祉部長	東内 京一	保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治	地域包括ケア課長	阿部 剛	健康保険医療課課長補佐兼国保医療政策担当	渡部 剛	国保医療政策担当主査	鈴木 幸代	国保医療政策担当主査	斉藤 寛子	ヘルスサポート担当保健師	端山 明子
保健福祉部長	東内 京一														
保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治														
地域包括ケア課長	阿部 剛														
健康保険医療課課長補佐兼国保医療政策担当	渡部 剛														
国保医療政策担当主査	鈴木 幸代														
国保医療政策担当主査	斉藤 寛子														
ヘルスサポート担当保健師	端山 明子														

欠席委員

傍聴 3人

柳下 すゞ子
 菅野 隆
 佐藤 貴映

(3人)

備考

会議資料

次第、諮問事項1、諮問事項2、諮問事項2－資料、報告事項1、報告事項2、報告事項2－資料

会議録作成者氏名

渡部 剛

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>1 開会</p> <p>ただいまより、平成 28 年度第 4 回運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
東内部長 4 : 50	<p>2 あいさつ</p> <p>市では、平成 29 年 1 月に組織改正を実施しました。保健福祉部では、子どもに関する事務を独立させ「子どもあんしん部」を設置しました。また、保健福祉部では、従来の福祉政策課を「地域包括ケア課」とし、縦割の解消、政策や計画を進めながら個別の相談にも事務を一元化して応じられる体制を整えました。また、国保を所管する健康支援課については、「健康保険医療課」としました。</p> <p>「医療」については、これまで都道府県が担ってきた地域における医療政策全般の運営に今後は市町村が関わることとなりますので、朝霞地区 4 市の中でも先駆けて体制を整えたところです。</p> <p>また、先日、国会において、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が提出されました。平成 30 年度は、医療・介護の改革、国保の改革、新たな特定健康診査等実施計画など様々なものが走り出す時期となっております。平成 29 年度は、そのための大切な作業となり、今後の会議等において、皆さまの忌憚のないご意見をいただければと思います。</p> <p>3 運営協議会に対する諮問</p> <p>東内部長より金子会長へ、諮問書を交付</p>
金子会長	<p>4 諮問事項</p> <p>それでは、ただいまから、平成 28 年度第 4 回和光市国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>はじめに、本日の出席状況について事務局より報告願います。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>本日は全委員 15 名のうち 12 名の委員の方が出席し、半数を超えております。</p>
金子会長	<p>事務局からの報告のとおり、出席委員は 12 名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。</p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>佐々木委員、小田原委員の二人にお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項 1「平成 28 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、事務局より説明願います。</p>
大野次長	<p>今回の補正予算は、現在の予算額 8,280,594 千円に 92,194 千円増額し、補正後の予算額を 8,372,788 千円とするものです。</p> <p>それでは、まず、歳入について説明します。</p> <p>まず、「款 8 共同事業交付金」をご覧ください。</p> <p>共同事業については、県内市町村の医療費負担を平準化することを目的に実施されております。各市町村は埼玉県国保連合会に「拠出金」を支払い、医療費実績に応じて「交付金」が交付されます。</p> <p>この共同事業には 2 種類があり、1 つ目が、80 万円以上の医療費を対象とした「高額医療費共同事業」であり、2 つ目が、80 万円以下の医療費を対象とした「保険財政共同安定化事業」です。当初予算の段階では、国保連合会が試算したシミュレーションに基づき予算額を設定しました。</p> <p>今回、国保連合会において再計算が実施され、予算との乖離が生じたため、補正予算で対応するものです。高額医療費共同事業交付金については 82,601 千円の増額、保険財政共同安定化事業交付金については 937 千円の減額となっております。</p> <p>なお、高額医療費共同事業交付金が大幅な増額となった理由ですが、高額な C 型肝炎新薬が保険適用となり、対象医療費の総額が増大したことが要因となっております。なお、この動向は、全県、全国的にも同様となっております。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>次に、「款 9 財産収入」をご覧ください。</p> <p>保険給付費等支払基金に係る預金利子が確定しましたので、予算との差額として 239 千円を減額するものです。</p> <p>最後に、「款 10 繰入金」をご覧ください。</p> <p>まず、保険基盤安定繰入金ですが、被保険者の方々に負担をいただく国保税には、被保険者の所得に応じて 7 割、5 割、2 割を軽減する制度があります。その軽減分を国・県・市の一般会計で負担するのが保険税軽減分です。また、国保は低所得者の方が多いということから、低所得者の人数等に応じて公費で負担されるのが保険者支援分になります。今回、今年度分の金額が確定しましたので、予算との差額を増額補正するものです。また、財政安定化支援事業繰入金につきましては、被保険者における高齢者割合などを基に、今年度分の金額が確定したため、予算との差額を減額補正するものです。</p> <p>次に、歳出について説明します。</p> <p>まず、「款 2 保険給付費」をご覧ください。一般被保険者における高額療養費について、24,000 千円を増額補正いたします。この増額の理由ですが、C型肝炎新薬の保険適用により医療費が高額になったことが大きな要因となっております。その他、高額な医療費を伴う入院、例えば大動脈瘤の手術による入院が発生していること、新規の人工透析患者が発生していることなどが要因となります。このため、当初、毎月約 38,500 千円を予定していたものが、現在、約 40,500 千円を必要としており、今回増額補正するものです。</p> <p>次に、「款 4 前期高齢者納付金等」をご覧ください。</p> <p>支払基金に対する納付金が確定しましたので、予算との差額を増額するものです。</p> <p>次に、「款 7 共同事業拠出金」をご覧ください。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>特に高額医療費拠出金については、対象となる医療費が増大しているため拠出金が増大し増額補正することとなりました。一方で、保険財政共同安定化事業拠出金については、減額補正いたします。</p> <p>次に、「款 9 基金積立金」をご覧ください。</p> <p>今回の補正予算における歳入、歳出の差を保険給付費等支払基金に積み立てるものです。</p> <p>最後に、「款 10 諸支出金」をご覧ください。</p> <p>平成 27 年度に実施した特定健診等における国及び県負担金について、実績額の確定による返還金が生じたため、増額補正するものです。</p>
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
石山委員 18 : 46	平成 28 年度は、3 回目の補正となりますが、当初予算では想定できないことなのではないでしょうか。一般的に考えると、3 回もの補正予算は多いのではないのでしょうか。
渡部課長補佐	<p>当初予算につきましては、保険給付費などは今後の伸び率などを想定し、予算を編成しております。しかし、今回の一般被保険者高額療養費の増額補正のように、当初の予想よりも伸びが大きかった場合に、補正予算で対応しているところです。</p> <p>一方で、国保特別会計においては、公費や制度的な収入、支出が多くなっております。これらは支払基金や国保連合会におけるシミュレーションを基に計上しておりますが、そのシミュレーションが変更、確定された場合には、補正予算で対応させていただいています。また、前年度からの繰越金が確定した際にも、補正予算で対応しております。</p> <p>いずれにしても、それぞれの確定時期等に合わせて、対応させていただいている状況です。</p>
石山委員	確定の時期ということは理解できましたが、第 2 回目の補正予算

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>は、約7,000千円でした。例えば、4ヶ月に1度の補正予算ではなく、時期をまとめる、回数を少なくしようという考え方のほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>回数を少なくするという点は、ご指摘のとおりだと考えます。</p> <p>ただし、第2回目の補正予算につきましては、退職被保険者高額療養費の急増により、このままでは12月の支払ができなくなるということが考えられましたので、該当部分について、その時期での補正予算となりました。</p>
鈴木委員	<p>今回の補正予算について、基金への積立ができたということは国保財政にとっては良かったと思います。一方で、国保税収入の状況はどのようになっていますか。予算どおりの収入が見込めるのでしょうか。</p> <p>また、共同事業は、歳入の交付金、歳出の拠出金により埼玉県全体での調整となっておりますが、和光市の状況はどのようになっていますか。</p>
渡部課長補佐 24：19	<p>保険税収入、調定ベースでみると当初の予定どおりで推移しております。また、収納率についてみると、昨年度より若干上回って推移しています。このことから、予算と同程度は見込めるものと考えております。</p> <p>共同事業については、拠出金は所得に応じた算定方法が含まれているため、交付金は医療費実績に応じた算定方法となっているため、当市は交付金より拠出金が多いという状況になっています。</p>
石山委員	<p>拠出金を少なくする、交付金を多くするというのを、この協議会で検討などできるのでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>埼玉県全体における保険給付費の平準化を目的として、そのような仕組みで運営されているところです。</p>
金子会長	<p>諮問事項1についての採決に入ります。</p>

発言者	会 議 内 容
大野次長	<p>諮問事項1「平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（採決）</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>諮問事項2「平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について」、事務局より説明願います。</p> <p>平成29年度の当初予算は、歳入歳出の予算総額を7,976,213千円とするものです。お配りした資料と諮問事項2を基に説明します。</p> <p>まず、「1 基本方針」では、平成29年度の国保運営の考え方について記載しています。</p> <p>平成29年度は、平成30年度の制度改正に向け、県から示される納付金、保険税率をどうするかなどを議論していかなければなりません。また、当市の国保の現状としては、被保険者数が減少しているものの、一人当たりの医療費は依然として伸び続けているということを記載しています。そこで、医療費はどのようにして伸びているのか、その要因は何なのか、医療費に影響を与える要因は何なのかなど、今後どのように医療費が推移していくのかを分析する必要がありますと考えております。その結果を受け、保険者としてどのような保健事業等を実施していくべきなのか、医療費適正化に取り組むべきなのかを検討していきたいと考えております。</p> <p>平成29年度予算としては、7,976,213千円で、対前年度比1.7%の増となっております。</p> <p>次に、2ページでは、世帯数、被保険者数の状況を説明しています。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>国保に加入している世帯数、被保険者数は減少している状況を踏まえ、世帯数を 10,300 世帯、被保険者数を 16,200 人と見込んでおります。被保険者数の内訳としては、一般被保険者を 16,000 人、退職被保険者を 200 人と見込んでいます。被保険者の減少は、近年の景気回復基調を受けて、国保から社会保険に移行する方が増えていることが主な要因と考えております。また、退職被保険者数については、制度が終了するために大きく減少していくものです。</p> <p>では、歳入について説明します。</p> <p>「1 国民健康保険税」をご覧ください。</p> <p>予算額は、1,576,767 千円であり、前年度比 3.95%の減となっています。国保税は、貴重な自主財源ですが、その総額は被保険者数の減により減少しています。なお、収納率については、一般分を 90.5%、退職分を 97.5%と設定しており、前年度と同水準となっています。</p> <p>次に、「4 国庫支出金」をご覧ください。予算額は 1,328,152 千円であり、前年度比 0.55%の増となっています。国庫支出金は、保険給付費に対する定率負担分が中心となります。また、平成 30 年度の改正に向けたシステム改修を予定しており、これに対応した国の補助金を見込んでおります。</p> <p>次に、「5 療養給付費等交付金」をご覧ください。予算額は、82,693 千円であり、前年度比 40.85%の減となっています。この交付金は、退職被保険者の保険給付費等を基に計算されます。退職被保険者数の減少により、保険給付費についても減少が見込まれ、交付金も減少する設定としています。</p> <p>次に、「6 前期高齢者交付金」をご覧ください。予算額は、1,357,474 千円で、前年度比 6.72%の増となっています。社会保険を含めた医療保険の保険者で比較し、前期高齢者率が高い保険者に多く交付金が交付される仕組みになっています。この算出につきましては、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーションを基にして</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>おります。</p> <p>次に、「7 県支出金」をご覧ください。予算額は、461,684 千円で、前年度比 4.58%の減となっています。このうち、財政調整交付金につきましては、保険給付費に対する定率負担分などがあります。</p> <p>次に、「8 共同事業交付金」をご覧ください。予算額は、1,891,902 千円で、前年度比 7.14%の増となっております。共同事業については、県内市町村のリスク分散として県内市町村で拠出金を出し合い、医療費実績に応じて交付金が支払われる仕組みとなっております。その交付金の額については、国保連合会からのシミュレーション額を基礎として、過去の給付実績を考慮して算出しております。補正予算でも説明しましたが、高額医療費共同事業における対象医療費が増大していますので、前年度よりも大きく増加しております。</p> <p>次に、「10 繰入金」をご覧ください。予算額は、1,196,975 千円で、前年度比 4.31%の増となります。この繰入金は、国保財政を安定、強化することを目的に法律等に基づいて繰り入れるものと、国保特別会計の歳入不足を補うために、一般会計から繰り入れているものがあります。平成 29 年度におけるその他繰入金については、前年度と同額の 450,000 千円としています。また、平成 29 年 3 月末の支払基金残高は 512,444 千円ですが、支払基金繰入金として、約 9 割の 471,061 千円を繰り入れることとなります。</p> <p>その他の収入も含め、歳入合計は 7,976,213 千円となります。</p> <p>次に、歳出について説明します。</p> <p>まず、「1 総務費」をご覧ください。予算額については、45,851 千円で、前年度比 28.20%の増となります。この科目は、事務費を計上していますが、平成 29 年度は制度改正に向けたシステム改修費用を計上したため増額となっています。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>次に、「2 保険給付費」をご覧ください。予算額については、4,418,173千円で、前年度比1.38%の増となっております。被保険者数は減少しているものの、一人当たりの保険給付費が増加しているため、保険給付費総額は増加しています。内訳を見ますと、一般被保険者分については、4,251,718千円で前年度比2.29%の増となります。積算につきましては、平成28年11月診療分までの実績を基に今年度の決算見込額を算出し、そこに伸び率を乗じて平成29年度の見込額を算出しております。今回の伸び率につきましては、被保険者の減少、一人当たり保険給付費の伸び率などを考慮し、1.5%に設定しました。参考に、現在の一人当たり保険給付費の伸び率は、対前年度比約4%の増となっております。</p> <p>一方で、退職被保険者分については、109,575千円で前年度比26.18%の減となっております。</p> <p>次に、「3 後期高齢者支援金等」から「6 介護納付金」の科目については、保険者としての制度上の支出科目となります。支払基金が示すシミュレーション等を基に算出しております。後期高齢者医療及び介護保険については、それぞれ給付が伸びておりますが、当市の国保被保険者数は減少しているため、国保として支出する額についてはそれぞれ減少しています。</p> <p>次に、「7 共同事業拠出金」をご覧ください。予算額については、2,107,337千円で、前年度比5.70%の増となっております。先ほどの説明のとおり、高額医療共同事業に係る拠出金の増加率が大きくなっています。なお、共同事業については、市が支払う「拠出金」と市が受け取る「交付金」がありますが、当市ではこの「拠出金」が「交付金」を上回っている状況です。</p> <p>次に、「8 保健事業費」をご覧ください。予算額については、107,896千円で、前年度比7.09%の増加となっております。内容としては、「特定健康診査・特定保健指導」では、引き続き特定健康診査の受診率向上・特定保健指導の指導率の向上に努めてまいります。また、現行のデータヘルス計画が平成29年度までとなってい</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長 43 : 50 関塚委員 渡部課長補佐	<p>ることから、レセプトデータ等を分析し、平成 30 年度からの新たな計画を策定してまいります。</p> <p>また、「保健衛生普及活動」では、現在も実施している糖尿病患者が人工透析へと移行することを防ぐ生活習慣病重症化予防対策事業、ジェネリック医薬品利用促進のための差額通知の発送、健康サポート訪問事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進に努めながら、医療費の適正化等に努めてまいります。</p> <p>その他の支出も含め、歳出合計は 7,976,213 千円となります。</p> <p>ここで、予算書の最後のページ「平成 29 年度和光市国民健康保険特別会計予算」、歳入歳出の円グラフをご覧ください。</p> <p>平成 29 年度予算について、金額に基づき円グラフで割合を示したものです。</p> <p>まず、右側の歳出の円グラフでは、保険給付費が 56%となっており、半分以上が医療機関等への支払が占めていることがわかります。また、制度的な支出として、後期高齢者医療制度への支援金が 11%、介護保険制度への納付金が 4%となっています。</p> <p>次に、左側の歳入の円グラフをご覧ください。国保税が 20%、国庫支出金が 17%、県支出金が 6%となっています。また、制度的な収入として前期高齢者交付金が 15%、その他に繰入金が 15%という構造です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>資料 6 ページ、保険給付費のうち退職被保険者分については、26.18%の減少となっています。これはかなり大幅な減少だと思います。減少理由について、詳細な説明をお願いします。</p> <p>資料 2 ページをご覧ください。退職被保険者については、その方々の保険給付分が健康保険組合等から交付金として支払われる制度がありますので、一般被保険者と区分しています。この制度は、平成 27 年度からは新規適用がなくなり、5 年後の制度終了に向けて対象者が減少しているところです。平成 29 年度については、被保</p>

発言者	会 議 内 容
関塚委員	<p>険者数は 28.57%の減少を見込んでおりますので、先ほどご質問がありました保険給付費についても、このことを要因として大きく減額しております。</p> <p>平成 28 年度の予算でも、前年度と比較すると大きく減少していたのでしょうか。何%位の減少ですか。</p>
渡部課長補佐	<p>平成 28 年度予算でも前年度と比較し減少しています。保険給付費については、20%の減少で見込んでいます。</p>
石山委員 46 : 30	<p>資料 4 ページ、国保税の一般分収納率は、90.5%と設定されています。今後、保険税が高くなり、被保険者の負担が大きくなっていくことが想定されます。収納率を 90%以上と高く設定して、収納できるでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>今年度第 2 回の運営協議会でご審議させていただいたとおり、平成 29 年度については、上位所得者については、課税限度額の引上げを実施させていただきます。それ以外の税率、税額については、今回は引上げを実施いたしません。収納率については、90%を下回っていた時期がありましたが、近年上昇傾向にあり、平成 27 年度実績は 91.43%でした。平成 29 年度の設定においては、税率等は大きく変更がないことから、これまでの実績等を考慮して、90.5%と設定しました。</p> <p>なお、これから報告事項 2 において、県から示された平成 30 年度からの納付金、標準保険税率を説明させていただきます。今後の議論において、被保険者の方の負担が増え、収納率に影響が出るという判断が必要な場合には、平成 30 年度以降の予算の中で検討していきたいと思っております。</p>
鈴木委員 49 : 30	<p>資料 3 ページ、被保険者数のうち、前期高齢者について、平成 29 年度の見込みは減少となっています。これは、社会保険への移行の影響でしょうか。この世代については、いわゆる団塊の世代が含まれており、人数が多い階層と認識しており、まだまだ減少しないの</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>ではないかと想定していましたがいかがでしょうか。</p> <p>前期高齢者の人数については、確かに団塊の世代の方々が前期高齢者の年齢階層の中に入っており、大きな割合となっています。一方で、被保険者の年齢構成、人口ピラミッドを見ますと、今後、65歳に到達する人数よりも75歳に到達して後期高齢者医療制度へと移行する人数の方が多くなってまいります。このため、前期高齢者の人数としては若干の減少を見込んでいます。</p> <p>また、被保険者数を分母に、前期高齢者数を分子にした国保における高齢化率をみると、平成26年度から現在まで、29%、31%、32%、34%と上昇しております。今後は、被保険者数は減少するものの、高齢化率は若干上昇するのではないかと予想しています。</p>
金子会長	<p>諮問事項2についての採決に入ります。</p> <p>諮問事項2「平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決)</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>なお、この結果については、私から市長に報告します。</p>
金子会長	<p>5 報告事項</p> <p>次に、報告事項1「平成29年度における主な制度改正について」、報告事項2「国保事業費納付金及び標準保険料率等の第1回シミュレーション結果について」、事務局より説明をお願いします。</p>
渡部課長補佐	<p>まず、報告事項1について説明します。</p> <p>社会保障制度については、これまで社会保障審議会医療保険部会などにおいて議論されてきました。国の予算案が決まり、その結</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>果、平成 29 年度の改正点が見えてきましたので、国保に関する主な内容をご報告させていただきます。</p> <p>まずはじめに「高額療養費」における制度改正です。今回対象となるのは 70 歳以上の方が対象となります。</p> <p>70 歳以上の方が医療機関等を受診された場合の自己負担割合は、現役並みの収入がある方は 3 割、その他の方は 2 割となります。特例として、昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方には 1 割の方もいます。また、月ごとに、その自己負担分が高額になるのを抑えるのが高額療養費の制度です。</p> <p>資料の図の一番左側をご覧ください。例えば自己負担割合が 2 割負担の「一般」の方の場合、100 万円の医療費がかかれば自己負担は 20 万円となります。しかし、月の限度額は、その表にあるように 44,400 円と決まっていますので、44,400 円との差額 155,600 円が高額療養費として給付されます。また、外来だけの場合、12,000 円を超える分が高額療養費として給付されます。これが現行の制度です。</p> <p>平成 29 年 8 月からの改正では、この限度額が引き上げられます。資料のとおり、「一般」の方の限度額は 44,400 円から 57,600 円となります。また、外来だけの場合も、12,000 円から 14,000 円となります。また、「現役並み」の方については、外来の限度額が、44,400 円から 57,600 円となります。</p> <p>高額療養費の改正は、2 段階で実施されることになっており、平成 30 年度についてもご覧のとおり、限度額が引き上げられる改正が実施されることとなります。</p> <p>次に、裏面の「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」をご覧ください。国保には、低所得の方を対象に、国保税の応益分の 7 割、5 割、2 割分を軽減する制度がございます。どのくらいの所得だったら軽減の対象になるのか、ということですが、図の左側に説明があります。例えば、7 割軽減は 33 万円以下の場合、5 割軽減は 33 万 + 26 万 5 千円 × 被保険者数ですので、一人世帯の場合は 59 万 5 千円以下の所得であれば 5 割軽減に該当するということとなります。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>今回の改正では、7割、5割、2割軽減のうち、5割と2割の軽減の基準を引き上げることになります。5割軽減では、この算定式の26万5千円を27万円に、2割軽減では、48万円を49万円に引き上げられ、軽減を受けられる所得の対象が拡大されることとなります。</p> <p>次に、報告事項2について説明します。</p> <p>平成30年度からの国保制度の改正については、運営協議会でも何度か内容を説明させていただいているところです。今後は、県が財政運営の責任主体となります。市が医療機関へ支払う分については、県の交付金で全額担保されることとなります。一方で、県からは納付金の負担を求められることとなります。今後、県からいくらの納付金を求められるのか、それに伴って保険税はどのくらいになるのかという点に関心が高いのではないのでしょうか。今回は、第1回目の試算が県から示されましたので報告いたします。</p> <p>まずは、報告事項2の資料をご覧ください。納付金算定のイメージを説明します。</p> <p>埼玉県は、県内全体で必要な保険給付費を算出します。そこには、国・県の公費負担や支払基金からの交付金がありますので、それを差し引いたものが「県に必要な納付金総額」となります。そこから、各市町村の所得、被保険者数、医療費水準などにより、「市町村ごとの納付金」が決定されます。</p> <p>次に、報告事項2「国保事業費納付金・標準保険料率算定結果」をご覧ください。</p> <p>第1回目の試算では、①納付金額は合計で2,129,482,185円、約21億円と算定されました。</p> <p>次に、どれだけの保険税を徴収しなければならないかですが、保険税では、この納付金分をまかなう他に、特定健診や出産一時金、葬祭費の財源としても確保しなければなりません。一方で、国や県からの補助金等もありますので、その部分は控除することができます。その部分を調整し、②保険税総額の「必要とされる税額」の合計は、2,005,834千円、約20億円となります。一方で、当市では現在いくらの保険税を集めているかというと、「現行（H28ベ-</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ス)」、1,484,614千円、約15億円弱となります。単純に計算すると、約5億2千万円の不足となります。</p> <p>次に、③保険税調定額ですが、収納率から必要な調定額を算出すると、必要とされる税額は2,204,212千円、約22億円となります。現在の調定額は、1,640,460千円、約16億4千万円ですので、約5億6千万円の不足となります。ちなみに、一人当たりの調定額、税額を右側に記載していますが、現行の98,432円に対して、132,258円と34%増加するという計算になっています。</p> <p>④は、当市が、今回の納付金等をまかなうために必要となる標準的な税率は何%であるという、県から示された標準保険料率です。現在、当市の医療分は4方式であり、平成30年度から同じく4方式を採用する場合は、市標準保険料率(4方式)が対応しています。この例では、所得割が現在の6.3%が6.75%に引き上げられます。資産割は12%が15.4%になります。一人当たりの均等割は15,600円が25,099円になります。一世帯当たりの平等割は18,000円が28,378円になります。後期分、介護分についても同様です。</p> <p>次のページには、所得階層ごとに、国保税がどのくらい変化するかという一覧となっております。</p> <p>本日は、第1回目の納付金試算結果を報告させていただきました。本格的な議論については、来年度からさせていただきたいと考えております。</p> <p>今後、さらに県内で検討が加えられ、2回目、3回目と数字が出てまいります。そして10月に仮算定、平成30年1月初旬に本算定結果が示されるスケジュールになっています。この示された納付金に対して、どのような国保税の設定とするのか、例えば2方式とするのか4方式のままいくのか、応能割と応益割の割合はどうするのか、税率、税額等はどうしていくのかなどを具体的に検討していきたいと考えております。</p>
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
鈴木委員 1:10:30	税額比較表では、給与収入の方についての試算になっていますが、国保には年金収入の方も多いと思います。そのため、今後、議

発言者	会 議 内 容
	<p>論するための資料として、被保険者の収入の実態、年金収入と給与収入の違い、収入階層ごとの世帯構成比などに関する資料を作成いただきたいと思います。</p> <p>また、今後の予算書はどのように変わってくるのでしょうか。県への納付金が歳出の主要な項目になるとすると、納付金として一括して計上されるだけで、例えば現状のように、それぞれの科目ごとの金額などがわからなくなるのでしょうか。</p> <p>また、今回の算定結果では、5億円を越える不足額が生じ、一人当たりの調定額としても30%を超える負担増となっています。この中には、現在の一般会計からのその他繰入金4億5千万円は繰り入れていない計算になっていますが、もし、今後も繰り入れを実施するとなるとこの数字も変わってくるのではないのでしょうか。平成30年度に向けての政策的な判断が求められるところでしょう。また、現状では基金の積立金も約5億円あります。平成29年度に取り崩さなければ、その余剰分を平成30年度以降に活用できることにもなります。また、予算審議における質問でもありましたが、急激な負担増は収納率の低下も懸念されます。</p> <p>平成30年度に向けて、様々な議論が必要だと思いますが、現段階での考えを教えてください。</p>
金子会長	<p>今回は、第1回目の試算の報告であり、今後検討する事項は多いものと考えますが、現在における考え方について可能な範囲でお答えください。</p>
東内部長 15:45	<p>今回は、第1回目のシミュレーションの結果を報告させていただきました。今後検討するに当たっては、ご指摘いただいたような内容が論点になってくるのではないかと考えております。</p> <p>この資料では、現在の政策的な繰入を行わないで、国のガイドラインに基づいて、県が納付金算定のシミュレーションを行ったら34%の負担増になったという事実を示しています。このままの数字が最終的な案になるとは思ってはおりませんが、委員の皆さまには、今回はこれくらい的大幅な改正になるという認識は持っていたきたいと思います。その上で、今後は、ご提言のような年金や給</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>与などそれぞれの収入の種類や、更には医療費の動向などを踏まえ、税率をどうするかということと、政策的繰入をどうするかということのバランスを議論していただく必要があると考えています。なお、市の一般会計における財政事情は厳しく、現在のその他繰入金を増額することはなかなか難しい、現状においても限界点にあるものと考えてます。総合的な議論を平成 29 年度にやっていきたいと思ひます。</p> <p>予算書についてですが、保険給付費については、現在、それぞれの項目に分けて支出、給付しています。このため、療養の給付としていくらかかるのか、療養費、高額療養費でいくらかかるのかというのが予算書、決算書で把握できることとなります。今後につきましては、保険給付費としてそれぞれの科目で支払った金額が、県から交付金として交付されることとなりますので、その部分は現状のままになると考えております。ただし、病院への支払を市を通さずに直接県が支払うという議論がなされています。その場合、予算書等に各科目が記載されないこともあるかもしれません。しかし、いずれにしても、当市の国保として、どれだけの医療費がかかったのか等は把握していきたいと考えています。</p>
石山委員	<p>今回の算定結果では、収入の少ない方について、増加額は大きくないにしても増加率は大きくなっています。事務局においては、今後のたたき台を作るに当たっては、低所得者の方の負担に配慮するためにも一般会計からの繰入金の拡大を含めて検討をしていただければと思ひます。</p>
金子会長	<p>以上で、本日の審議は終了します。</p>
大野次長	<p>6 その他</p> <p>本日は、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>ご承認いただきました補正予算、当初予算については、今後 3 月議会で審議いただくこととなります。</p> <p>また、平成 30 年度の改正まで、残すところあと 1 年となりまし</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>た。平成 29 年度は、税率等重要な審議が控えております。今後とも皆さまのご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、次回の会議でございますが、5 月を目途に運営協議会を開催させていただく予定です。</p> <p>7 閉 会</p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>